

# 小山市立小山城南中学校手をつなぐ親の会会則

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

**第1条** この会は、小山市立小山城南中学校手をつなぐ親の会（以下「本会」という）とい  
い、事務所を同校に置く。

(目的及び活動)

**第2条** 本会は、特別な支援を必要としている生徒を守り、その福祉をはかることを目的と  
する。

2 本会は、その目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 特別支援教育について地域社会の理解と協力を深める。
- (2) 特別支援を必要としている生徒の教育並びに福祉施設の充実を図る。
- (3) 会員相互の親睦、激励、援助、研修に努める。
- (4) 中央並びに全国地方団体との連絡、協力を深める。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

## 第2章 組 織

(会員及び運営)

**第3条** 本会は、本校PTAの会員及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

2 本会の組織は、本校PTAの組織と同一とし、PTAがこれを運営する。

## 第3章 経 理

(経費)

**第4条** 本会の経費は会費(年額300円)及びその他の収入をあてる。ただし、減額の期間は、  
感染症等の拡大によりPTA活動が正常に実施できない場合や諸般の事情により減額が相  
応と判断される期間とする。

## 第4章 改 正

(会則改正)

**第5条** この会則は、総会において出席者の過半数の同意により改正することができる。

## 附 則

この細則は、昭和62年5月14日から施行する。

平成17年4月27日 一部改正 平成23年4月20日 一部改正

令和4年4月30日 一部改正